

東京農工大学卓越リーダー養成機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (機構長) 第4条 (略) 2 機構長は、学長が指名する。 3～5 (略)</p>	<p>本則 (機構長) 第4条 (略) 2 機構長は、学長が任命する。 3～5 (略)</p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日卓規程第1号)
 この規程は、令和4年1月31日から施行する。